

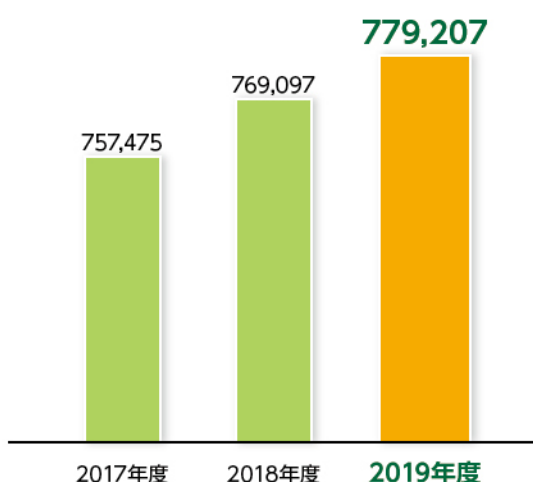
2019年度業績のご報告



預金積金は、信頼とともに順調に増加しています

◆預金積金残高

(単位:百万円)



預金積金残高は、個人および事業者の方のお取引先数の増加等により取引基盤の充実に努めた結果、多くのお客さまよりご信頼をいただき前年度比10,109百万円増加の779,207百万円となりました。

今後もより多くのお客さまに安心してお取引引きいただけるよう努めます。

預り資産残高は、個人向け国債が135百万円増加しましたが、投資信託は基準価額の下落等により、1,205百万円減少、また、年金保険も満期などにより減少した結果、預り資産全体では前年度比2,533百万円減少し57,294百万円となりました。

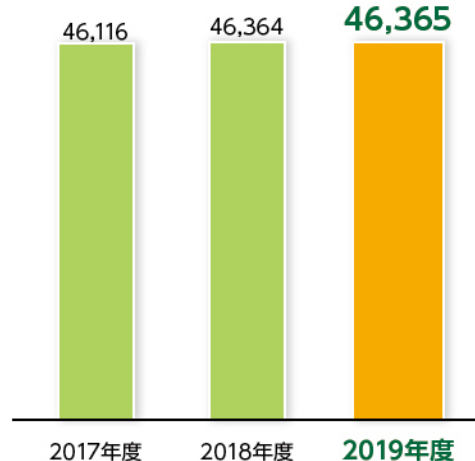
また社会保険労務士による無料の年金相談会の開催等により、新たに年金のお振込先としてご指定いただき、年金振込件数は前年度と同水準の46,365件となりました。

◆預り資産残高

(単位:百万円)



◆年金振込件数(2月振込実績) (単位:件)



貸出金は、地域の活性化にお役立ていただいています

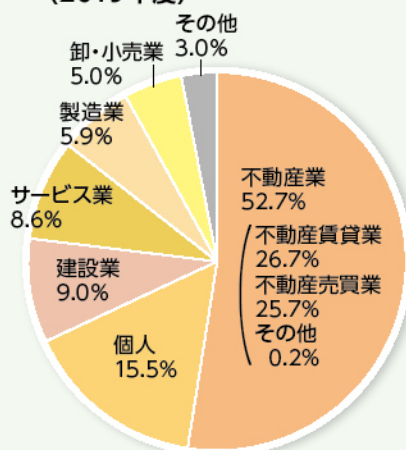
◆貸出金残高

(単位:百万円)

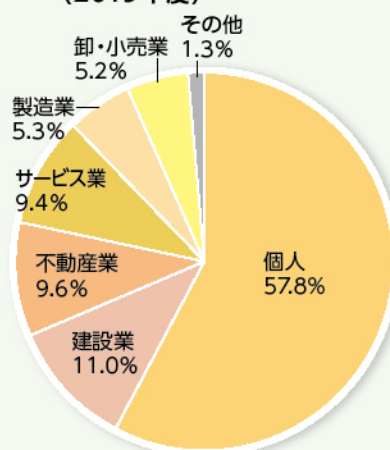


貸出金残高は、新規融資に積極的に取り組んだ結果、前年度比11,946百万円増加の463,204百万円となりました。また、特定の業種に偏ることがないように努めています。

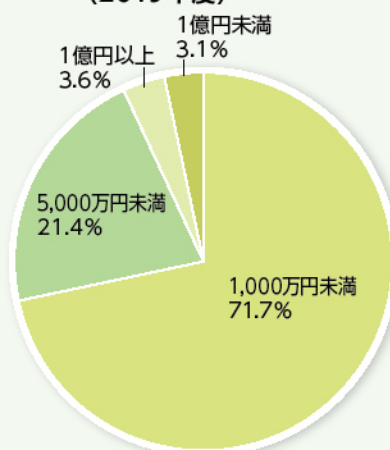
◆貸出金の業種別内訳 (2019年度)



◆貸出先数の業種別内訳 (2019年度)



◆貸出金の金額別先数内訳 (2019年度)

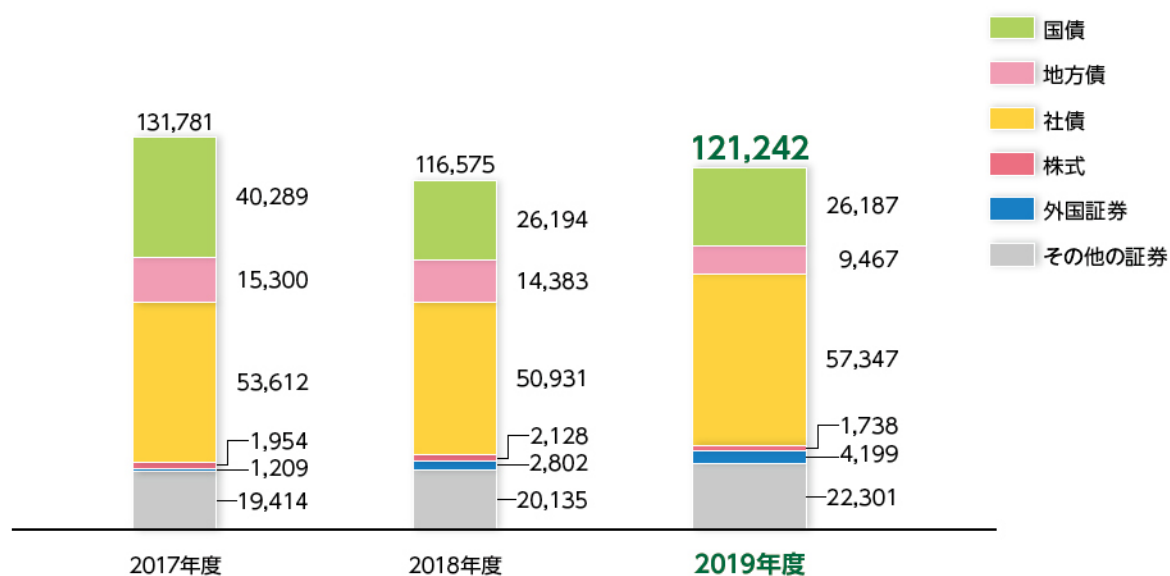


有価証券は、安全性を重視して運用しています

お客さまからお預りした大切な資金は、貸出金として地域のみなさまにご融資する以外、有価証券でも安全性を重視し国債や社債などの国内債を中心に運用しています。2020年3月末の有価証券残高は、低金利環境の中での有価証券利息配当金を確保するために、社債・その他証券にて運用をした結果、前年度比4,666百万円増加の121,242百万円となりました。

◆有価証券残高

(単位:百万円)

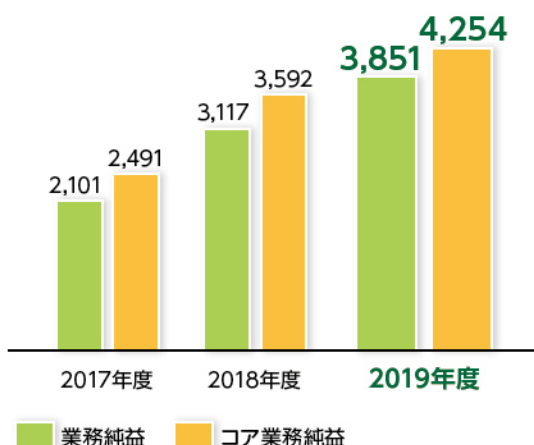


損益の状況

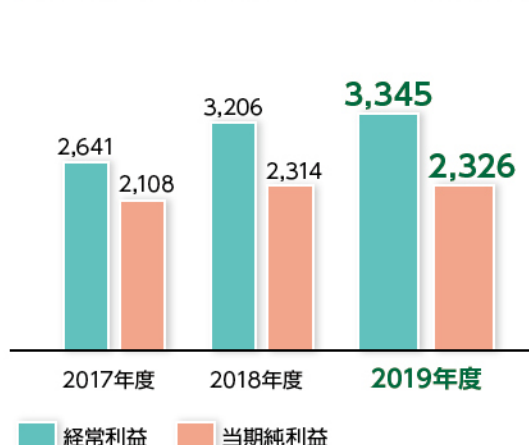
金融機関の本業の収益を示す業務純益は、資金運用収益の増加や経費の削減により、前年度比733百万円増益の3,851百万円となりました。また、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券運用損益を除いたコア業務純益は、前年度比661百万円増益の4,254百万円となりました。

経常利益は前年度比139百万円増益の3,345百万円、当期純利益は前年度比11百万円増益の2,326百万円となりました。

◆業務純益とコア業務純益 (単位:百万円)



◆経常利益と当期純利益 (単位:百万円)



自己資本比率は、国内基準を大きく上回っています

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す重要な経営指標の一つです。

2019年度の自己資本比率は9.67%となり、国内業務をおこなう金融機関に求められている4%以上の規制比率を大きく上回る水準となっています。

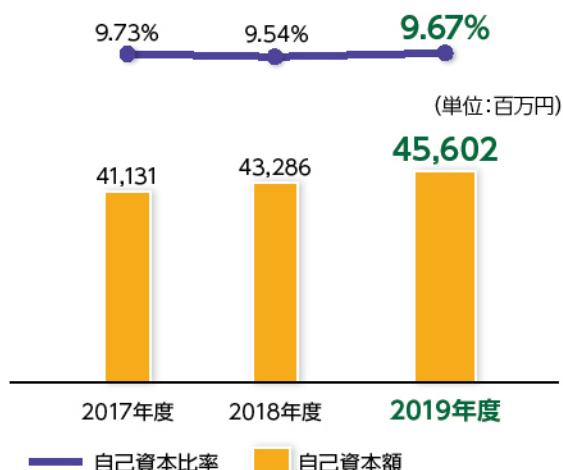
また、自己資本比率計算の分子となる自己資本額は、前年度比2,315百万円増加の45,602百万円となりました。

◆自己資本の構成(2019年度) (単位:百万円)

自己資本額(A)	45,602
コア資本に係る基礎項目	45,707
うち出資金	2,310
うち内部留保	41,176
うちその他	2,220
コア資本に係る調整項目	105
リスク・アセット等(B)	471,104
自己資本比率(A) ÷ (B)	9.67%

(注) 内部留保=利益準備金+特別積立金+繰越金

◆自己資本比率と自己資本額



信用金庫法で定められているリスク管理債権と保全状況

リスク管理債権の対象債権は貸出金のみで、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」からなります。回収には相当のリスク管理が必要なものもありますが、回収に懸念のない債権も多く含まれています。

2019年度のリスク管理債権額は、前年度比360百万円減少し、15,928百万円となりました。

あおしんでは「金融検査マニュアル」に基づき、厳格な自己査定を実施しています。担保・保証については、不動産の担保価額は路線価の70%で評価、保証は信用保証協会等の優良保証などで、保証人等の人的保証は含んでいません。

リスク管理債権15,928百万円に対して、確実に回収が見込まれる担保・保証額13,605百万円と貸倒引当金1,248百万円があり、93.25%が保全されています。また、これらの他にも特別積立金等の内部留保もあり、備えは万全を期しています。

(単位:百万円・%)

区 分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破 綻 先 債 権	2018年度	223	180	43	100.00
	2019年度	557	449	107	100.00
延 滞 債 権	2018年度	15,750	13,365	1,366	93.53
	2019年度	15,172	13,014	1,125	93.19
3ヵ月以上延滞債権	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2018年度	314	113	121	74.73
	2019年度	199	142	14	78.68
合 計	2018年度	16,288	13,659	1,531	93.26
	2019年度	15,928	13,605	1,248	93.25

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めをおこなった貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

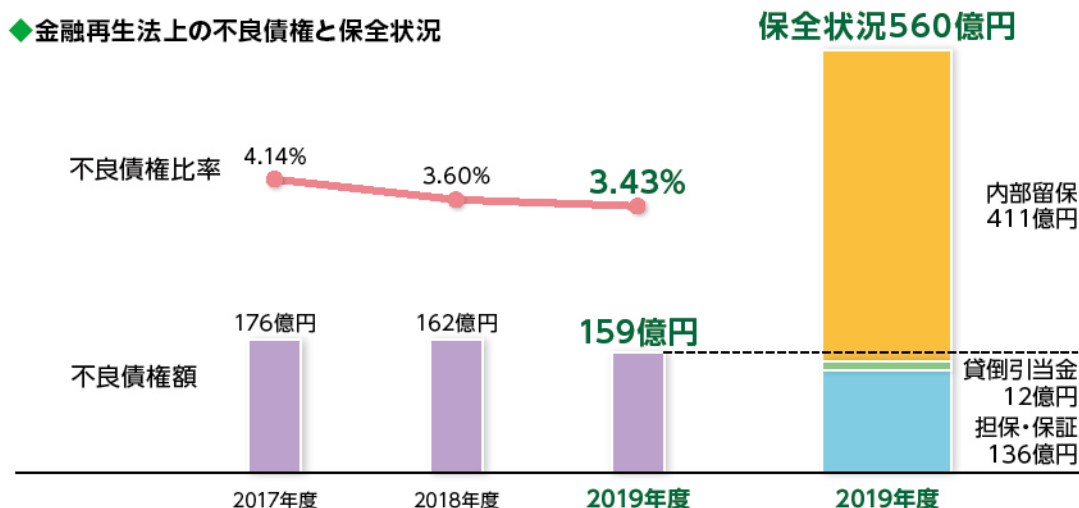
金融再生法で定められている開示債権と保全状況

金融再生法の対象債権はリスク管理債権と一部異なり、貸出金のほか、債務保証見返、外国為替、未収利息等の資産を含みます。

2019年度の金融再生法上の不良債権額は前年度比361百万円減少し、15,929百万円になりました。また、不良債権比率は前年度より0.17%低下し、3.43%となりました。

不良債権合計額15,929百万円に対し、確実に回収が見込まれる担保・保証額と貸倒引当金の合計額14,854百万円があり、93.25%が保全されています。この他にも特別積立金等の内部留保があり、盤石な態勢をとっています。

◆金融再生法上の不良債権と保全状況



(単位:百万円・%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の 不良債権	2018年度	16,290	15,193	13,661	1,531	93.26	58.24
	2019年度	15,929	14,854	13,606	1,248	93.25	53.72
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2018年度	2,045	2,045	1,872	173	100.00	100.00
	2019年度	2,265	2,265	1,916	348	100.00	100.00
危険債権	2018年度	13,930	12,912	11,675	1,236	92.69	54.83
	2019年度	13,465	12,432	11,548	884	92.33	46.14
要管理債権	2018年度	314	235	113	121	74.73	60.46
	2019年度	199	156	142	14	78.68	25.62
正常債権	2018年度	435,413					
	2019年度	447,695					
合 計	2018年度	451,704					
	2019年度	463,625					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。